

第3 自己の株式の取得（株主との合意による取得。155条3号）

原則的な手続（ミニ公開買付け）

- 1 大枠（取得数の上限・取得対価の上限等）の設定
 - (1) 原則
株主総会普通決議（156条1項）。
 - (2) 例外
取締役会決議。
 - ① 剰余金配当等を取締役会で決定できる場合（459条1項1号）
 - ② 子会社から取得する場合（163条）
 - ③ 市場取引または公開買付け¹¹³の方法による取得+定款の定め（165条）
- 2 大枠の範囲内で、取得条件を具体的に設定
取締役会決議により、取得条件（取得数、取得対価、対価総額、株式譲渡の申込み期日）を決定する（157条）¹¹⁴。
→これらをすべての株主に対して売却勧誘の通知（公開会社であれば公告でも可）する（158条）。

特定の株主から取得する場合の手続（大枠（取得数の上限・取得対価の上限等）の設定に関する手続）

- 1 原則
株主総会特別決議（160条1項、156条1項、309条2項2号）。
∴特定の株主が不当に優遇されるおそれを防ぐ。
→ここで、大枠の設定+特定の株主に対してのみ売却勧誘の通知（158条1項）を行う旨についても決議する（「特定の株主」の氏名・名称も決議事項である）。
なお、当該特定の株主（売主追加請求により特定の株主に追加された株主も含む）は、決議の公正を図るため、議決権を行使できない（同条4項）。
- 2 売主追加請求権（タグ・アロング規制）
特定の株主以外の株主も、特定の株主に自己を加えたものを株主総会の議案とすること（自分も売主となること）を会社に請求できる（160条3項）。
→この前提として、会社はあらかじめ、株主に対し、上記請求権を行使できる旨を通知しなければならない（160条2項、会社則28条）。
- 3 例外
 - ① 市場価格のある株式を市場価格以下の価格で取得する場合（161条、会社則30条）
∴市場でより高く売却できるから、売主である特定の株主が有利な扱いを受けていない。
 - ② 非公開会社が、株主の相続人等から取得する場合
∴一般承継では取締役会による譲渡承認は不要なので、他の株主が望まないものが株主になる場合や相続人が望まないのに株主になった場合があり得る（会社の閉鎖性維持）。

¹¹³ 公開買付けとは、公開買付開始公告をすることにより、対象会社の不特定・多数の株主から株式を買い付ける行為をいう（金商27条の3）。TOB (tender-offer bid/takeover bid) といわれる。上場会社が、全ての株主を対象に売却勧誘する場合には、公開買付けの方法によらなければならない（金商27条の22第1項）。

¹¹⁴ 取締役会非設置会社では、決定機関が規定されていない以上、取締役の過半数（348条2項）で決定するとの見解と、決定内容の重要性、財源規制違反の場合の責任規定（462条1項2号イ）に鑑み株主総会決議を要する見解がある。

③定款により売主追加請求権を排除した場合（164条1項）

∵かかる定款変更には株主全員の同意が必要である（同条2項）。

④子会社から取得する場合

∵子会社が親会社株式を有するという違法状態（135条1項，976条10号）を解消するため。

→この場合だけ，売主追加請求権を不要とするのみでなく，株主総会特別決議すら不要となる。

手続規制違反

1 手続規制違反の自己株式の取得の効力

手続規制違反の自己株式の取得は無効であるが，善意の相手方との関係では有効と解されている。

∵会社内部の手続規制違反（たとえば取締役会決議の有無）については，会社外にいる株主には分からないのが通常であるので，取引安全を考慮するべきである。

2 無効主張権者（譲渡株主からの無効主張の可否）¹¹⁵

①会社のみが無効主張を認める見解（判例）

会社のみが無効主張できる。譲渡人（相手方）は無効主張できない。

∵自己株式取得規制の趣旨は，会社財産が不当に流出する事態を防止し，もって会社，会社債権者および株主の利益を保護する点にある（＝譲渡人を保護する趣旨ではない）。

②会社・譲渡人（相手方）の双方に無効主張を認める見解（有力説）

∵㊦自己株式を違法取得した会社（取締役）が無効主張することは通常期待できない。

①違法取得を禁止するという法目的を達成すべきである。

②譲渡人（相手方）に無効主張を許さないと，会社が譲渡人（相手方）のリスクで投機を行う機会主義的行動を許容することになる（株価が値下がりした場合にだけ無効主張をする）。

¹¹⁵ ここにおける議論は，株式が既に引き渡された場合を念頭に置いた議論であり，いまだ株式が引き渡されていない場合（株券発行会社において株券を譲渡人がいまだ有している場合）には，譲渡人（相手方）にも無効主張ができると解する余地もある。なぜなら，このような場合にまで，譲渡人（相手方）からの無効主張を許さないとすれば，裁判所が違法な状態の作出に手を科すことになってしまうからである。